

ふくしまの介護

介護保険
だより
2024.6
No.28

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が変わります

本市の介護保険制度を安定的に運営していくため、今後の高齢者人口や介護給付費の増加を見据え、この度令和6年度から令和8年度までの保険料を改定します。

第1段階から第3段階までの方の保険料上昇を抑制しつつ、所得に応じた負担を求める観点から所得段階区分を多段階化し、基準額に対する負担割合の乗率を見直しました。

◆介護保険料額の変更について

介護保険料は、介護サービス費に要する費用等を見込んで3年ごとに見直しを行います。令和6年度から令和8年度における本市の介護保険料は、所得段階を13段階に区分し、個人の前年所得や世帯の当年度市民税課税状況に応じて算出しています。

【令和3年度から令和5年度まで】

区分	対象となる方	負担割合	年額保険料
1	生活保護受給者等 市民税非課税世帯 (合計所得+年金収入 =80万円以下)	基準額 ×0.3	22,000円
2	市民税非課税世帯 (合計所得+年金収入 =80万円超120万円以下)	基準額 ×0.5	36,600円
3	市民税非課税世帯 (合計所得+年金収入 =120万円超)	基準額 ×0.7	51,200円
4	本人が市民税非課税(課税世帯) (合計所得+年金収入 =80万円以下)	基準額 ×0.875	64,100円
5	本人が市民税非課税(課税世帯) (合計所得+年金収入 =80万円超)	基準額 (1.0)	73,200円
6	本人が市民税課税 (合計所得125万円未満)	基準額 ×1.125	82,400円
7	本人が市民税課税 (合計所得125万円以上 200万円未満)	基準額 ×1.25	91,500円
8	本人が市民税課税 (合計所得200万円以上 400万円未満)	基準額 ×1.5	109,800円
9	本人が市民税課税 (合計所得400万円以上 700万円未満)	基準額 ×1.75	128,100円
10	本人が市民税課税 (合計所得700万円以上)	基準額 ×2.0	146,400円

【令和6年度から令和8年度まで】

区分	対象となる方	負担割合	年額保険料
1	生活保護受給者等 市民税非課税世帯 (合計所得+年金収入 =80万円以下)	基準額 ×0.285	22,200円
2	市民税非課税世帯 (合計所得+年金収入 =80万円超120万円以下)	基準額 ×0.485	37,800円
3	市民税非課税世帯 (合計所得+年金収入 =120万円超)	基準額 ×0.685	53,400円
4	本人が市民税非課税(課税世帯) (合計所得+年金収入 =80万円以下)	基準額 ×0.875	68,300円
5	本人が市民税非課税(課税世帯) (合計所得+年金収入 =80万円超)	基準額 (1.0)	78,000円
6	本人が市民税課税 (合計所得120万円未満)	基準額 ×1.15	89,700円
7	本人が市民税課税 (合計所得120万円以上 210万円未満)	基準額 ×1.275	99,500円
8	本人が市民税課税 (合計所得210万円以上 320万円未満)	基準額 ×1.5	117,000円
9	本人が市民税課税 (合計所得320万円以上 420万円未満)	基準額 ×1.7	132,600円
10	本人が市民税課税 (合計所得420万円以上 520万円未満)	基準額 ×1.9	148,200円
11	本人が市民税課税 (合計所得520万円以上 620万円未満)	基準額 ×2.1	163,800円
12	本人が市民税課税 (合計所得620万円以上 720万円未満)	基準額 ×2.3	179,400円
13	本人が市民税課税 (合計所得720万円以上)	基準額 ×2.4	187,200円

●1ページ、4ページの内容についての問い合わせ
福島市介護保険課 介護資格係
直通☎525-6551

介護施設を利用したときの居住費等、食費の一部軽減について

施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には、基準になる額(基準費用額)が定められていますが、低所得の人は申請して認められた場合、居住費等、食費は負担限度額までの支払いとなります。認定基準等について、詳しくは、下記のとおりです。

なお、令和6年8月より、近年の光熱水費の高騰や在宅で生活する方との負担の均衡から、基準費用額の居住費等が変更となります。

■居住費等、食費の基準費用額【1日につき】

標準的な 費用の額	居住費等				食費
		ユニット型個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	
	R6.7まで	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)
	R6.8から	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

■居住費等、食費の負担限度額【1日につき】

利用者 負担段階	対象者	居住費等				食費	
		ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	非課税世帯の老齢福祉年金受給者／生活保護受給者	R6.7まで	820円	490円 (320円)	0円	300円	300円
		R6.8から	880円	550円 (380円)			
第2段階	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	R6.7まで	820円	490円 (420円)	370円	390円	600円
		R6.8から	880円	550円 (480円)	430円		
第3段階 ①	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	R6.7まで	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
		R6.8から	1,370円	1,370円 (880円)	430円		
第3段階 ②	非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	R6.7まで	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
		R6.8から	1,370円	1,370円 (880円)	430円		

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

負担限度額の対象要件に当てはまっていますが、①②のいずれかに該当する場合、軽減の対象になりません。

①非課税世帯でも、世帯を別にしていない配偶者が住民税課税の場合

②非課税世帯(世帯を別にしていない配偶者も非課税)でも、下記の場合(ただし、生活保護受給者には要件ありません)

●第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

●第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

●第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

●第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

●2ページ、3ページの内容についての問い合わせ 福島市介護保険課 介護給付係 直通☎525-6587

利用者負担と支給限度額

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。ただし、要介護度ごとに1か月に1～3割負担で利用できる金額に上限(限度額)が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

1か月の支給限度額

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

- 施設等に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。
- 居宅療養管理指導、福祉用具購入、住宅改修は、上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。

3割：本人合計所得金額が220万円以上、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人

2割：本人の合計所得金額が160万円以上、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人

1割：上記に当てはまらない人
(40～64歳の人、住民税非課税の人、生活保護受給者)

利用者負担が高額になった場合について

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、その上限額を超えた分は申請により「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。

自己負担の限度額(月額)

区 分	限 度 額
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円(世帯)
市民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円(個人)
生活保護受給者の方など	15,000円(個人) 15,000円(世帯)

介護保険料の特別徴収(年金天引き)額を「平準化」します

◆介護保険料の特別徴収(年金天引き)とは

65歳以上の方の介護保険料の徴収については、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の方は、原則年金からの天引きとなります。これを特別徴収といいます。また、年金の定期支給の4・6・8月からの天引き分を「仮徴収」、10・12・2月からの天引き分を「本徴収」といいます。

※年金が年額18万円以上の方でも一時的に納付書で納めることがあります。

「仮徴収」と「本徴収」について

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
令和5年中の所得が確定していないため、令和6年2月と同じ金額を納めます。			確定した年間保険料額から仮徴収で納めた金額を差し引き、残りの金額を納めます。		

◆保険料の「平準化」とは

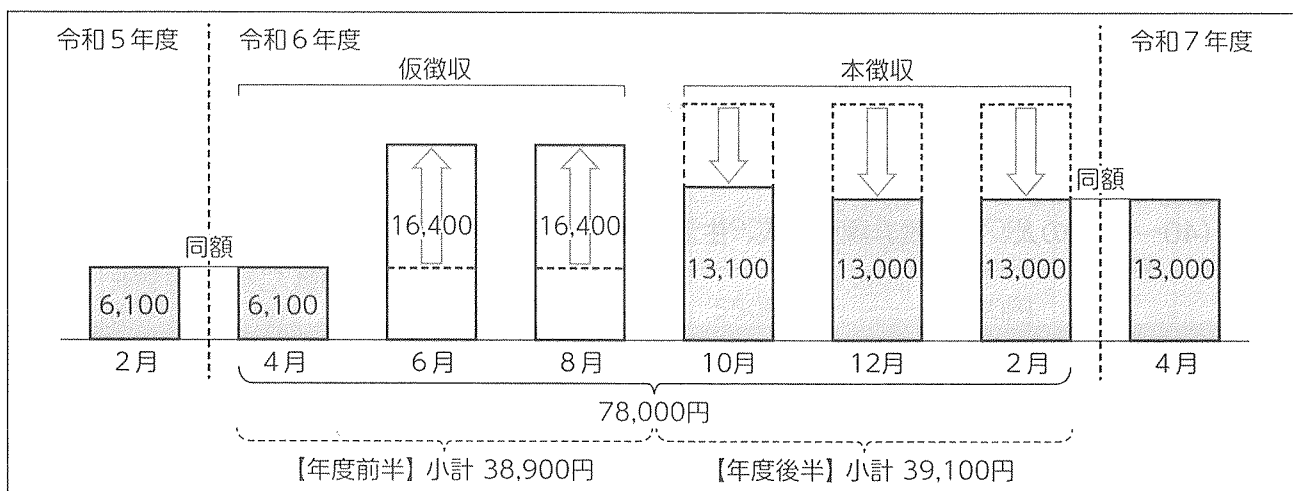
介護保険料の改定に伴い、「仮徴収」と「本徴収」で納付する金額にばらつきが生じる可能性があります。こうした、金額のばらつきを解消し、年間を通じてできるだけ均等な金額になるように、6月・8月の天引き額を変更します。なお、年間で納めていただく保険料額に変更はありません。

※所得状況に大きな変動があり年間保険料額が変更になった場合、均等にならないことがあります。

(例)仮徴収額が低く、本徴収額が高い場合(5段階：年額78,000円)

【平準化を行う(6・8月の仮徴収額を変更する)場合】

介護保険料の改定による調整を6・8月の天引き額で増額(または減額)を行うことで、10月以降差し引かれる年金天引き額がおおむね均等になります。



【平準化を行わない(6・8月の仮徴収額を変更しない)場合】

介護保険料の改定による調整を10月以降行うため、仮徴収(4・6・8月)と本徴収(10・12・2月)で介護保険料額に大きなばらつきが出ます。

